

(1) 給与所得金額

●給与所得金額速算表（B=A÷4（千円未満切り捨て））

給与収入金額（A）	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000 ～ 1,618,999円	A－550,000円
1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000 ～ 1,799,999円	B×2.4＋100,000円
1,800,000 ～ 3,599,999円	B×2.8－80,000円
3,600,000 ～ 6,599,999円	B×3.2－440,000円
6,600,000 ～ 8,499,999円	A×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	A－1,950,000円

(3) 配偶者控除・配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人※	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
控除	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者が昭和30年1月1日以前生まれの場合

(4) 地震保険料控除

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合
支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料÷2
50,001円以上 25,000円（**限度額**）
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合
（経過措置として、平成18年末までに契約したのものについては従前どおり適用）
支払額 5,000円以下 控除額 全 額
5,001円～15,000円以下 支払額÷2 +2,500円
15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合
①の式により求めた控除額+②の式により求めた控除額（**限度額25,000円**）
※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、**いずれか1つの契約のみ控除**

(5) 生命保険料控除

		支払金額	控除額
生命保険料	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額 ÷ 2 + 6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額 ÷ 4 + 14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
控除	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額 ÷ 2 + 7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額 ÷ 4 + 17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	

(6) 配 当 控 除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類		市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(2) 公的年金等所得金額

公的年金等の収入金額（A） 65歳未満（昭和35年1月2日以降生まれ） 65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）	年金所得金額	
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額	
	1,000万円以下	
65歳未満	～ 1,300,000円	A－600,000円
	1,300,001 ～ 4,100,000円	A×0.75－275,000円
	4,100,001 ～ 7,700,000円	A×0.85－685,000円
	7,700,001 ～ 10,000,000円	A×0.95－1,455,000円
	10,000,001円以上	A－1,955,000円
65歳以上	～ 3,300,000円	A－1,100,000円
	3,300,001 ～ 4,100,000円	A×0.75－275,000円
	4,100,001 ～ 7,700,000円	A×0.85－685,000円
	7,700,001 ～ 10,000,000円	A×0.95－1,455,000円
	10,000,001円以上	A－1,955,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には、一律20万円所得金額が上がります。

(7) 医療費控除

（控除額）（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）
－|所得金額の合計の5％と10万円のいずれか少ない額|＝控除額
（※ただし、200万円が控除限度額）

- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合
平成29年分の申告から新たに、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方（※1）が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般医薬品等購入費（※2）を支払った場合には、通常の医療費控除との選択によりセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。
- ※1 適用を受ける年分について一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。
- ◎例 インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証
市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
職場で受けた定期健康診断の結果通知表
特定健康診査の領収書又は結果通知表
人間ドックやがん検診等の各種健診（検診）の領収書又は結果通知書
- ※2 スイッチO T C医薬品（医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるO T C医薬品に転用された医薬品）の購入費をいいます。
- （控除額）（支払った金額の総額）－（保険等で補てんされた金額）
－12,000円＝控除額（※ただし8万8,000円が控除限度額）

※各種控除の明細書の添付が必要です。
通常の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかしか適用できません。

(8) 住民税所得割の税率

市民税6％ 県民税4％

(9) 均 等 割 額

市民税 3,000円、県民税 1,500円（森林環境税（県）500円含む）、
国税 1,000円（森林環境税）

均等割非課税基準
①同一生計配偶者及び扶養親族がない方
前年中の合計所得が38万円以下
②同一生計配偶者及び扶養親族がある方
前年中の合計所得が28万円×（本人+扶養人数）+26万8千円
※扶養人数には控除対象配偶者、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含める

(10) 所得金額調整控除

- (1)給与収入が850万円を超え下記に該当する場合は、給与所得の金額から次の算式により計算した金額を控除。（給与の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10％＝控除額
①本人が特別障害を有する場合 ②23歳未満の扶養親族を有する場合
③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。
※扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみに適用するという制限がありません。
夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方がこの控除の適用を受けることが出来ます。
- (2)給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除。
給与所得(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)－10万円＝控除額
(1)(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除。

令和7年度 市民税・県民税の申告について

この申告は、令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)のあなたの所得について申告していただくものです。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、所得・課税証明・国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となります。

申告書を提出しなければならない人

令和7年1月1日現在、葛城市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方

(ア) 前年中に営業・農業・不動産・個人年金・シルバー人材センター配分金等の収入のある方

(イ) 給与収入があり次に該当する方

・給与以外に収入のある方

・勤務先等から葛城市に給与支払報告書が提出されていない方

・前年中に退職した方

・2か所以上から給与の支払いを受けている方

(ウ) 公的年金等を受給されており、次に該当する方

・還付される所得税がない場合で、個人市・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方

(エ) 収入のなかった方

※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に加入している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算されなかったり、所得・課税証明書の交付が受けられない場合があります。

申告書を提出しなくてもよい人

1 令和6年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方

2 給与収入のみで勤務先から葛城市に給与支払報告書の提出がある方

※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください

3 公的年金収入のみで、その他に収入がない方〔但し、上記の(ウ)に該当する場合は申告が必要です〕

※場合によっては申告書を送付することがありますので、その際には申告書を提出してください

申告に必要な書類

(1) 市民税・県民税申告書

(2) 前年中の収支を明らかにできるもの

【例 源泉徴収票（源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等）、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】

(3) 生命保険・地震(旧長期損害)保険等の証明書、社会保険料の証明書、医療費控除の明細書、身体障害者手帳等

(4) 申告者、被扶養者のマイナンバーがわかるもの、申告者の本人確認ができるもの

申告書の提出について

申告相談は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。密をさけるため、郵送での提出にご協力ください。

・連絡先（電話番号）を記入し、資料を同封してください。

・申告書の控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

・平成28年以降、個人番号の記入欄が設けられた申告書を提出いただく際には、個人番号をご記入いただくことになっています。

提出先 葛城市役所 税務課
新庄庁舎 〒639-2195 葛城市柿本166番地 TEL 0745-44-5009

申告書の書き方

I. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。
★国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付して下さい。

小規模企業共済等掛金控除 前年中に支払った第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金がある場合。
〈控除額〉支払った金額が控除されます。

生命保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を前年中に支払った場合。
〈控除額〉控除額については、4ページ(5)を参照してください。
★すべてについて、証明書の添付が必要です。

地震保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。平成18年末までに契約した旧長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返金があるもの）を含みます。
〈控除額〉控除額については、4ページ(4)を参照してください。
★証明書の添付が必要です。

※該当する控除が記載されている源泉徴収票を添付する場合には証明書・領収書は必要ありません。

配偶者控除 あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合。
〈控除額〉控除額については4ページ(3)を参照してください。
★同一生計配偶者
あなたの合計所得金額が1,000万円超で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合は、同一生計配偶者欄にチェックを入れてください。

配偶者特別控除 あなたの前年中の合計所得が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得が133万円以下の場合。
〈控除額〉配偶者の所得金額により変わります。控除額については4ページ(3)を参照してください。

扶養控除 前年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族のうち（配偶者を除く）前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族がある場合（前年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます）。
〈控除額〉
(1) 老人扶養親族（扶養親族のうち70歳以上）1人につき38万円、同居老親等の場合45万円
(2) 特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満）1人につき45万円
(3) その他の扶養親族（16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満）1人につき33万円
※16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族として含まれますので、「16歳未満の扶養親族欄」に記載してください。

障害者控除 あなたや控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族が心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている場合。
障害者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B程度、精神障害者保健福祉手帳2・3級など 26万円
特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級など 30万円
※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。
○介護保険課で『障害者控除対象者認定書』の交付を受けている人は認定書の添付が必要です。

同居特別障害者控除 上記の特別障害者に該当し、あなたの配偶者およびあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居されている場合。
〈控除額〉53万円 特別障害者控除額（30万円）に23万円加算します。

寡婦控除 あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する場合。
(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族（上記の「扶養控除」を参照）を有する人。
(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人。
〈控除額〉26万円

ひとり親控除 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次のすべてに該当する場合。
(1) 前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がある人。
(2) 前年中の合計所得金額が500万円以下の人。
(3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
〈控除額〉30万円

勤労学生控除 あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、前年中の合計所得金額が75万円以下（その所得のうち不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下）の場合。
〈控除額〉26万円

雑損控除 資産（家屋・家財道具・現金など）が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合、対象となる範囲はあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で前年中の各種所得の合計額が48万円以下の人の資産です。

医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った治療費または治療に要した費用があった場合、または特定一般用医薬品等購入費があった場合。控除額については4ページ(7)を参照してください。
★医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。

基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
	控除額	43万円	29万円	15万円

※配偶者控除、障害者控除、寡婦控除等は、前年12月31日の現況において判断されます。

申告書には、前年中の所得等の必要事項を記入、期限内にご提出ください。
なお、あなたの申告にもとづいて賦課決定した場合は、納税通知書により通知する予定です。

住所・氏名等の記入のしかた

住所 現住所は、現在居住している住所を記入してください。
方書 下宿・アパート・マンションなどの方書のある人は忘れずに記入してください。
氏名 申告する人の氏名を記入してください。フリガナはカタカナで記入してください。
電話番号 連絡がとりやすい番号を記入してください。
代理人 本人以外が記入、提出する際は、代理人の氏名を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		円
					円
	合計				円
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円
生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円
	介護医療保険料の計				円
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		円
	地震保険料控除				円

障害者控除	1	⑰ □寡婦控除 寡婦、ひとり親、勤労学生控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未婚遺		障害者の程度	級度		
		⑱ □ひとり親控除 □ひとり親					
		⑲ □勤労学生控除 (学校名)					
		氏名					
扶養控除	2	氏名		障害者の程度	級度		
		個人番号					
		氏名					
		個人番号					

扶養控除	1	氏名		生年月日	明・大・昭平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄					
		個人番号											
		氏名											
		個人番号											

扶養控除	2	氏名		生年月日	明・大・昭平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄					
		個人番号											
		氏名											
		個人番号											

扶養控除	3	氏名		生年月日	明・大・昭平・令	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄					
		個人番号											
		氏名											
		個人番号											

雑損控除	⑤	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
		損害金額		保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額	
		支払った医療費等		保険金などで補填される金額			

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

収入金額等	1	事業		業	イ		
		不動産					
		配当					
		給与					
所得金額	2	公的年金等		業	ク		
		業務					
		その他					
		短期					

所得から差し引かれる金額	3	事業		業	①		
		不動産					
		配当					
		給与					
所得金額	4	公的年金等		業	②		
		業務					
		その他					
		合計					

所得から差し引かれる金額	5	社会保険料控除		業	③		
		小規模企業共済等掛金控除					
		生命保険料控除					
		地震保険料控除					
所得から差し引かれる金額	6	寡婦・ひとり親控除		業	④		
		勤労学生・障害者控除					
		配偶者(特別)控除					
		扶養控除					

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収)
□自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

受付	入力	確認
----	----	----

寄附金税額控除	課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上195万円以下	84.895%
寄附金税額控除	195万円超330万円以下	79.79%
	330万円超695万円以下	69.58%
寄附金税額控除	695万円超900万円以下	66.517%
	900万円超1,800万円以下	56.307%
寄附金税額控除	1,800万円超4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
寄附金税額控除	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

II. 所得の種類と内容・必要経費

種類	内容	必要経費
営業等	製造業、建設業、飲食業、サービス業、外交員、大工等から生ずる所得。	販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など。
農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜などから生ずる所得。	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費、固定資産税などの租税公課、減価償却費、事業用固定資産の損失など。
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付などによる所得。	固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の利子、不動産貸付事業用固定資産の損失など。
利子	銀行等の預貯金の利子など（源泉分離課税分は申告不要）	
配当	株式、出資の配当、証券投資信託の収益の分配にかかる所得。	株式取得のための借入金の利子
給与	俸給、給料、歳費、賃金及び賞与などの所得。 ※源泉徴収票添付	給与所得控除後の金額については4ページを参照してください。
雑	公的年金等	厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（増加恩給や遺族年金などは除く）による所得。※源泉徴収票添付
	業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引による所得、シルバー配分金など。
	その他	生命保険契約に基づく年金など上記以外のものによる所得
総合譲渡	機械・自動車・営業権・ゴルフ会員権などの資産の譲渡（土地・建物などの分離課税されるものを除く）による所得。	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に要した費用。
一時	生命保険等の満期一時金、懸賞当選金等の一時的な所得。	払込保険料等、収入をあげるために要した費用。
◎ 山林所得、退職所得（特別徴収の対象とならない退職金）、分離課税の譲渡（短期・長期）、有価証券の譲渡所得などについては、税務署までおたずねください。 葛城税務署 0745-22-2721		

III. 住宅借入金等特別税額控除

住民税の住宅借入金等特別控除は、平成21年から令和7年末までの間に、自身が居住するために住宅を取得した場合で、所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税で控除しきれなかった額が対象です。
控除の適用を受けるには、最初の年は税務署で確定申告を行う必要があります。2年日以降は、年末調整または、確定申告を行うことで控除を受けることができます。
詳細につきましては、国税庁のホームページでご確認ください。